○法務省関係総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める

件(平成二十六年三月二十八日内閣府·法務省告示第一号)

一部改正 平成二七年一月二〇日内閣府·法務省告示第一号

総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一号) 第二十四条の規定に基づき、 法務省関係総合特別 区 |域法

第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件を次のように定める。

法務省関係 総合特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示 の特例に関する措置を定

める件

(用語)

第一条 この告示で使用する用語は、 総合特別区域法 (平成二十三年法律第八十一号。以下「特区法」とい

う。) 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 又は出入国管理及び難民認定法第

七条第一 項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一 の 五 の表 の下欄 に掲げ る活 動 を定

める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針 (平成

二十四年法務省告示第百二十七号。 以下「高度人材在留指針」という。) で使用する用語の例による。

(高 度人材在留指 針における特別加 算の規定の適用に係る特例

第二条 外国 |人受入 指定 促進 地 方公共団 事 業 **国** 体が、 際戦 略総合特別区域内において、 特区法第十二条第二項第一 号に規定する特定国際戦略事業として、 特区法第二十六条第一 項若しくは第二十七条第 高度人材

項に基づく租 税 特別措 置法 (昭和三十二年法律第二十六号) に定める課税 の特例 (以 下 「課 税 \mathcal{O} 特 例

とい 玉 際 戦 略 事 ,業を実: \mathcal{O} 適 用 施するために必要な経費に 対象として認定地方公共団]体が指字 関する補 定した本邦 助 金 (以下 公私 補 の機関 助 金 という。 指定 地 を交付する本 寸 邦 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

又は

方公共

体

が

特定

う。

公私 の機 関 に お į, て高度人材外国人の受入れを促進し、 対日投資 の促進及び国際 競争力強化を図る事 業を

ときは、 当該認定 \mathcal{O} 日以後は、 高度人材在留指針第三の 五の表 の特別 加算 の項の中 欄 1 0 規定 \mathcal{O} 適 用 に 0

1

を定めた国際戦

略総合特別区域計画について、

内閣

総

理大臣

の認定を申請

Ļ

その認定を受けた

1 ては、 申 請 人 0 所 属 機 関 が 課税の特例 \mathcal{O} 適用対象として指定を受けている場合にあっては、 当該 関 が

1] シ 日 \mathcal{O} 創 出 \mathcal{O} 促進に資するものとして高度人材在留指針別表第二に掲げる法 律 の規定に 基づく

認定又は 承認を受けているものと、 指定地方公共団体から補助金の交付を受けている場合にあっては、 補

助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして高度人材在留指針

別表第三に掲げるものを受けているものと、それぞれみなす。

附 則(平成二十七年一月二十日内閣府·法務省告示第一号)

この告示は、 公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。